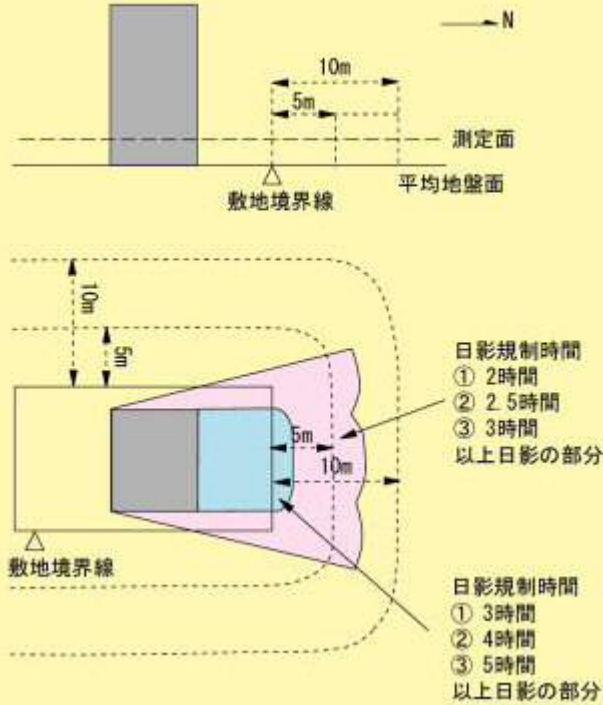


## 日影規制について

### 【日影規制のイメージ図】



### ■ 日影規制

北側に隣接する敷地の日照を確保するため、中高層建築物が連続して日影を落とす時間を規制するものです。

具体的には、冬至の日の午前8時から午後4時までの間で、平均地盤から4mまたは1.5mの高さの水平面（測定面という）に、敷地境界線からの水平距離が5mを超える範囲で、大阪府建築基準法施行条例第69条で定める日影時間以上の日影を落とさないように規定しています。

（出典：大阪府ホームページより）

用途地域	制限を受ける建築物	平均地盤面からの高さ (m)	5mを超え10m以内の範囲 (時間)	10mを超える範囲 (時間)
第一種低層住居専用地域 (容積率 100%)	軒高7mを超える建築物又は地上階3階以上の建築物	1.5	4	2.5
第一種低層住居専用地域 (容積率 150%)			5	3
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	高さ10mを超える建築物	4	4	2.5
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域		4	5	3
用途地域の指定のない地域		4	4	2.5
近隣商業地域 準工業地域		—	—	—

\*問い合わせ先 大阪府住宅まちづくり部建築指導室審査指導課確認・検査グループ tel 06-6210-9724